

# 健診結果説明会

今年度も結果説明会を下記の日程で行います。健診の結果説明や生活習慣病予防のための食事や運動についてなどの個別相談を実施します。希望する方は保健センターに電話でお申込みください。



**日 程** 9月2日(金)、5日(月)、6日(火)、7日(水)、8日(木)  
**時 間** 午後1時30分～4時 結果説明および健康相談、栄養相談(1人30分程度)  
**場 所** 保健センター  
**申 込 み** 予約制となっておりますので、ご希望の方は保健センター(☎82-1557)までご連絡ください。

なお、健診を受けていない方もご利用いただけます。また、健診結果が「特定保健指導」の該当になった方には別途ご案内をお送りいたします。

## 子どものしあわせのために

### \* 児童扶養手当制度

父母の離婚・死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障害があり、その子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。

手当の支給は子どもが18歳になった年の年度末(3月31日)までです。また、一定の障害のある児童は20歳になるまでです。

#### 所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限があります。

### \* 特別児童扶養手当制度

精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。

#### 所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

住民福祉課福祉担当 ☎82-1221

## 国民年金免除制度

国民年金の第1号被保険者で、保険料を納めることが困難な方には、申請して所得審査で承認された場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

### 「保険料免除制度」

所得に応じて「全額免除」・「4分の1納付」・「半額納付」・「4分の3納付」の4段階の免除があります。役場国民年金担当窓口へ申請し、年金事務所で前年の所得などを審査して、承認を受けるとその期間の保険料の全額または一部の納付が免除になります。

### 「若年者納付猶予制度」

30歳未満の方に限り利用できる制度です。役場国民年金窓口へ申請し、年金事務所で前年の所得などを審査して承認を受けるとその期間の納付が猶予されます。

どちらの承認期間も、7月から翌年6月までです。申請される方は、年金手帳、印鑑、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格証等を持参され、お早めに手続きをしてください。

秩父年金事務所 ☎0494-27-6560  
 役場住民福祉課 ☎82-1221

## 城山保育園の楽しい1日

### プール遊びが始まりました!

7月4日(月)園児が楽しみにしていたプール遊びが始まりました。プールから周りの山々に元気な声を響かせ、泳いだりゲームをしたりして、プール遊びを存分に楽しんでいます。



### 保育参観、おたのしみ会を開催しました!



7月7日(木)お子さんの保育園での生活を見ていただくとともに、七夕飾りを一緒に作り、笹に飾りつけをしました。その後、親子でくじ引きやお菓子釣りなどしておたのしみ会を楽しみました。

## 子育て支援センターだより

子育て支援センターは、就学前のお子さんと保護者の方が気軽に参加できるサロンです。

1歳未満のお子さんも大歓迎です!



期 日	事業名	場 所	内 容
8月3日	のびのび広場	子育て支援センター	プール遊び
10日	あそびの教室	保健センター	ゲーム魚釣り
25日	育児サロン	保健センター	手あそび、栄養相談
31日	のびのび広場	子育て支援センター	プール遊び

※ 時間は全日午前10時～11時30分です。

問合せ 子育て支援センター ☎82-0601